

徳島文理大学SD推進委員会設置要項

(設置)

第1条 大学等の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるなど、SD活動を推進するため、徳島文理大学（大学院及び短期大学部を含む。以下「本学」という。）に、SD推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「大学等」とは、大学、大学院、短期大学をいう。
- (2) 「職員」とは、事務職員のほか、教授等の教育職員や学長等の大学執行部、技術職員等も含む。
- (3) 「SD（スタッフ・ディベロップメント）」とは、大学等の運営や教育研究支援に携わる職員に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（FD（授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）を除く。）などの取組みの総称

(業務)

第3条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) SD活動推進に係る基本方針・実施計画の策定
- (2) 職員の能力及び資質の向上に向けた諸施策の企画立案に関すること
- (3) FD研究部会との連携
- (4) SDの啓発活動に関すること
- (5) その他SD活動推進のために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学園事務局長
 - (4) 学長が指名する学部長 若干名
 - (5) 徳島・香川両キャンパスの総務部長、教務部長、学生部長
 - (6) FD研究部会長が推薦するFD研究部会の部員 若干名
 - (7) 学長が指名する職員 若干名
- 2 前各号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、前項第1号、第2号、第3号及び第5号に掲げる委員の任期は、その職に在任する期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学長をもって充て、副委員長は副学長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名する副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、原則として年2回開催する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、徳島キャンパス総務部に置く。

(改廃)

第7条 この要項の改廃は、委員会の議を経て行うものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、SDの推進に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 「徳島文理大学SD推進委員会設置要領」（平成21年4月1日施行）は廃止

